

V その他の留意事項

1 通院医療の決定

本法律による通院医療の実施にあたっては、入院処遇を経由してくる場合と入院処遇を経由せずに裁判所の審判により直接通院処遇となる場合（当初審判における通院決定）があることに留意する必要がある。

後者（当初審判における通院決定）においては、対象者に関する情報が少ないため、保護観察所と十分な連携のもとに通院処遇を開始する必要がある。

2 精神保健福祉法による入院の選択

本法律による再入院は、病状の変化が危機的で他の介入や治療によっても短期間では病状が改善されないと評価される場合に行われるものであり、これに該当しない場合には、精神保健福祉法による任意入院、医療保護入院、措置入院などを適切に行う必要がある。